

募集要項等に関する質問への回答

	資料名	頁	項目				内容	回答（案）	
1	募集要項	7	2	5			提案上限価格	募集要項（案）と設計業務委託費、工事請負費ともに若干値が変わっています。変えた内容をご教示ください。	募集要項（案）の記載数値に誤りがあったため、正しい数値に修正いたしました。
2	募集要項	8	2	2.7	-2		モニタリングの結果	「モニタリングにより、設計及び施工の実施状況が「設計業務委託契約書」、「工事請負契約書」及び「要求水準書」等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本局は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。その対応状況によっては、支払い金額を減額することがある。」とありますが、モニタリング結果に基づく改善命令、必要な措置及び支払金額の減額に関する取扱いは、設計業務委託契約書及び工事請負契約書の定めに従うとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりですが、募集要項も各契約書の内容になっておりますので、具体的な改善命令・必要な措置・支払金額減額の取扱いを検討する際は、募集要項の定めも参照いたします。
3	募集要項	8	2	2.7	-3		モニタリングに要する費用の負担	「本局が確認に要する費用のうち、本局に生じる費用は本局の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。」とありますが、「本局に生じる費用」として具体的にどのような費用を想定されているかご教示いただけないでしょうか。	本局が現地確認等に必要となる経費を想定しています。
4	募集要項	14	3	3.4	(7)		プレゼンテーションの実施	プレゼンテーションに参加可能な人数と参加者に制約がありましたらご教示ください。	プレゼンテーションに出席する者は、1最終審査対象者につき、統括責任者1名を含む3名以内とします。
5	募集要項	29	7	7	2	39	表7-2リスク分担 工事費増大リスク	関係機関協議の結果、推進工法の追加や立坑の大型化等が必要となった場合は、事業者の責によらない設計条件変更として契約変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	13	2	2.3			業務範囲	「追加調査（埋蔵文化財調査等）の必要性が認められる場合は協議の上、調査を行うこと」とありますが、追加調査を行う場合の費用は変更契約として認めていただけますか。	原則、認めます。
7	要求水準書	22	3	3.2	(1)	3)	詳細設計	「数量計算及び「3.1(2)3)積算基準等」に基づき、設計書（金入）を作成するとともに、その根拠となる積算資料を作成し」とありますが、設計書を作成する際の単価については、建設物価などの公表されている単価を適用するとの理解でよいでしょうか。	建設物価のほか、見積りにより単価を設定する場合があります。
8	要求水準書	26	2	3.2	-1	12)	留意事項	イ) 設計変更対応について、本号で想定しているのは工事請負契約書に定める設計変更のことでしょうか、又はそれ以外のケースでしょうか。後者の場合具体的に想定されている事象をご教示ください。また、設計成果物の変更にあたっては、既に引渡しが完了している場合、設計業務委託契約を追加で締結される予定でしょうか。	主に想定されるケースについてはご理解のとおりです。なお、要求水準書は設計業務委託契約書1条1項により同契約の内容になっておりますので、締結済みの設計業務委託契約書の内容である要求水準書の定めに基づき、設計成果物の変更を行っていただきます。
9	要求水準書	26	3	3.2	(1)	12)	設計変更への対応	「工事業務を実施中に設計変更すべき事態が生じた場合は、事業者の責任において対応すること」とありますが、設計業務を実施中に、例えば、開削工法から推進工法へ設計変更をした場合には、変更契約を認めていただけますか。	本局と変更内容の妥当性を協議のうえ、変更契約を認めます。
10	要求水準書	29	3	3.2	-2	7)	修補	「本局が修補の必要があると認め、期限を定めて修補の指示を行う場合、事業者の負担で、これに応じるものとし」とありますが、本規定に基づく修補義務の内容及び事業者の責任範囲については、工事請負契約書の定めに従うとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	29	3	3.2	-2	8)	設計変更の対応	「建設企業が提出する設計変更協議資料、設計変更図書については、その内容を建設企業自らが確認・評価の上、結果を本局に報告するとともに、本局と建設企業の調整に協力する。」とありますが、「本局と建設企業の調整に協力する」主体は誰かご教示いただけないでしょうか。	主体は本局と建設企業の双方を想定しています。

募集要項等に関する質問への回答

	資料名	頁	項目					内容	回答（案）
12	要求水準書	34	3	3.3	-1	①	設計の契約不適合	「事業者は、各年度の出来高検査後、部分引渡しを受けた設計成果物に係る契約不適合については、契約不適合期間を原則2年以内とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合も上記期間と同様とする。」とありますが、「原則」とされている趣旨及び例外的に当該期間が適用されない場合として想定される事由をご教示いただけないでしょうか。また、出来高検査は各年度末に実施することを想定しているとの理解で良いでしょうか。	設計業務委託契約書に記載される内容を想定します。また、出来高検査は各年度末に実施することを想定しています。
13	要求水準書	34	3	3.3	-2	①	施工の契約不適合	「事業者は、各年度の出来高検査後、部分引渡しを受けた水道工事の目的物である管路等の基本的性能に関する契約不適合については、契約不適合期間を原則2年とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合も上記期間と同様とする。」とありますが、「原則」とされている趣旨及び例外的に当該期間が適用されない場合として想定される事由をご教示いただけないでしょうか。また、出来高検査は各年度末に実施することを想定しているとの理解で良いでしょうか。	工事請負契約書に記載される内容を想定します。また、出来高検査は各年度末に実施することを想定しています。
14	要求水準書	36	4	4.2	(1)	⑥	一般事項	「家屋調査に当たっては、合理的な判断により必要な範囲において行うこと」とありますが、提案上限価格設定時において想定している調査の範囲および数量等をご教示ください。	提案上限価格に含めていますが、内訳等の詳細に関する内容はお答えできません。
15	要求水準書	37	4	4.2	(3)	⑪	埋設管	「路面本復旧は、管路施設等（仮復旧含む）施工後十分な養生期間を設けて施工するものとする」とありますが、十分な養生期間をご教示ください。	工事場所により養生期間が異なることが想定されるため、各工事場所につき道路管理者との協議により決定するものと考えています。
16	要求水準書	42	5	5.5			モニタリングの結果	「モニタリングにより、設計・施工の実施状況が「設計業務委託契約書」「工事請負契約書」及び「要求水準書」等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本局は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。」とありますが、モニタリング結果に基づく改善命令、必要な措置及び支払金額の減額に関する取扱い、設計業務委託契約書及び工事請負契約書の定めに従うとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	事業者選定基準	6	4	2	(3)2)	ア)	表4-1審査項目及び配点 地元企業の参入	提案地元企業の参入の評価は下請企業数を評価するという理解でよろしいでしょうか。また満点の基準もご教授願います。	ご理解のとおりです。基準の詳細に関する内容はお答えできません。
18	事業者選定基準	4	4	4.2	(2)	2)	要求水準適合性の確認	「本局は、応募者の提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準書を満たしているか否かを審査する」とありますが、審査は「提案書類作成要領及び様式集」の「様式Ⅲ-5 要求水準の適合性を確認する一覧表」で行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	提案書類作成要領及び様式集	17	1				様式1-6-2 備考2 2行目～	「ただし、以降の契約については、（中略）統括責任者及び監理技術者については、（中略）新たに専任で配属することは可能とする。」とありますが、前回の質問回答12番では、「統括責任者は、原則、事業期間中は同一人物とします。」でした。今回の「提案書類作成要領及び様式集」に記載のとおり、以降の契約について統括責任者は新たに専任で配置することは可能と考えてよろしいでしょうか。	統括責任者は、原則、事業期間中は同一人物とします。ただし、病気、退職等のやむを得ない事由により変更が必要となった場合は、契約日の3か月以上前から直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とします。
20	提案書類作成要領及び様式集	18					様式Ⅰ-7	「地元建設企業の応募資格要件に関する書類」は地元建設企業が協力企業（下請企業）の場合でも提出する必要がありますか。	募集要項に示すとおりです。
21	提案書類作成要領及び様式集	22					様式Ⅰ-8	「地元建設企業以外の管工事企業の応募資格要件に関する書類」は地元建設企業以外の管工事企業が協力企業（下請企業）の場合でも提出する必要がありますか。	募集要項に示すとおりです。

募集要項等に関する質問への回答

	資料名	頁	項目				内容	回答（案）	
22	提案書類作成要領及び様式集	27～28					様式Ⅰ-9 プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	当表中に、協力企業（下請企業）①、②の記載欄がありますが、「プロポーザルに参加しない場合も記載する」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	提案書類作成要領及び様式集	35～37					様式Ⅲ-5 要求水準適合性の確認事項及び内容	「要求水準適合性の確認事項及び内容」は、要求水準書（案）の時点のもので記載されており、7/24に公表された「要求水準書」の内容に読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。 （例）（2）工事業務2）工事施工の範囲6行目：「現場代理人などを通じて…」⇒「統括責任者を通じて…」 （9）作業日及び作業時間について：「…同意を得た上で施工すること」⇒「…説明した上で施工すること」 他もあり	ご理解のとおりです。
24	提案書類作成要領及び様式集 事業者選定基準	41～50 6	4	2	(3)2	ア)	様式-4～7 企業・配置予定技術者の実績（件数）	①企業、配置予定技術者の実績は、実績1～10まで記載欄がありますが、実績件数が多いほど加点されるのでしょうか。実績10あれば満点になるのでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。基準の詳細に関する内容はお答えできません。
25	提案書類作成要領及び様式集 事業者選定基準	41～50 6	4	2	(3)2	ア)	表4-1 審査項目及び配点	②基礎審査及び詳細審査に関する提出書類においても、配置予定技術者を特定出来ない場合は、複数の者の実績を記載することができると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	設計企業の管理技術者、代表企業の統括責任者については、複数の者の実績を記載することは認めません。
26	基本協定書（案）	2					準備行為	「受注者は、事業契約締結前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし」とありますが、どのような準備行為を行うことができるのかご教示ください。	本事業を実施する現地の確認などを想定しております。
27	基本協定書（案）	2	8条				事業契約の締結	第2項尚書きにおいて、受注者にのみ工事契約の締結を拒むことができない義務が定められておりますが、発注者は予算の確保などの理由により工事契約の締結を拒むことができるということでしょうか。	受注者は、複数工区を含む本事業に応募し受注されている以上、受注されたとおり対象施設の全ての工事を実施いただく必要がある旨を確認的に規定したにすぎません。
28	基本協定書（案）	3	10条の2				予定協力企業との契約不締結	「受注者が事業者提出資料において工事契約の協力企業と記載した者（以下「予定協力企業」という。）について、事業者提出資料の提案内容に応じた合理的な時期までに予定協力企業との間で契約を締結しなかった場合、事業者提出資料に記載された建設工事施工業務に係る金額の総額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の 10 分の1 に相当する金額を違約金として発注者に対して直ちに支払うものとする。」とありますが、予定協力企業との契約締結に至らなかった場合であっても、貴局の承諾の下、予定協力企業と同等以上の能力を有する代替協力企業を確保した場合には、本条は適用されないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	設計業務委託契約書（案）	5					生成AIへの入力及び出力結果	「業務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報」とは、どのような秘密及び個人情報 が該当するのかをご教示ください。	業務の処理に関して知り得た秘密とは、一般的に未公開である情報で「口頭・書面・電磁的記録・その他いかなる媒体を問わずすべての情報」が該当します。また個人情報とは、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの）が該当します。
30	設計業務委託契約書（案）	6					地元関係者との交渉等	「地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする」とありますが、ここでの地元関係者とはどのような関係者を指すのかご教示ください。	自治会長を想定しています。
31	設計業務委託契約書（案）	21	53	5			契約不適合責任期間等	「発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。」とありますが、これは、第1項に基づく請求等が契約不適合責任期間内になされた場合には、当該契約不適合責任期間の経過後であっても、民法上の消滅時効の範囲内で追加的な請求が行われる可能性があるという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問への回答

	資料名	頁	項目				内容	回答（案）
32	工事請負契約書(案)	6				現場代理人及び主任技術者等	現場代理人は主任技術者等と同様に複数工区の兼務が可能との理解でよろしいでしょうか。	公共工事標準請負契約約款（令和7年12月2日、国土交通省）の規定に基づき、現場代理人の運営・取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ連絡体制を含めた施工管理体制が確保されると発注者が認める場合には、本局と協議のうえ、兼務を認めます。
33	工事請負契約書(案)	8				支給材料及び貸与品	本事業において発注者から支給される工事材料等がありましたらご教示ください。	本局から支給予定の工事材料等はありません。
34	工事請負契約書(案)	9				工事用地の確保等	本事業で確保予定の工事用地がありましたらご教示ください。	本事業で確保予定の工事用地はありません。
35	工事請負契約書(案)	16				部分使用	本事業において部分使用が計画されている路線などがありましたらご教示ください。	現時点ではございません。
36	工事請負契約書(案)					その他	当該契約書には「物価スライド条項」に係る記載がありません。事業期間中の物価上昇への対処に関するお考えをお聞かせください。	工事請負契約書26条によって対応します。
37	工事請負契約書(案)	28	57	5		契約不適合責任期間等	「発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。」とありますが、これは、第1項又は第2項に基づく請求等が契約不適合責任期間内になされた場合には、当該契約不適合責任期間の経過後であっても、民法上の消滅時効の範囲内で追加的な請求が行われる可能性があるという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。